

『相談支援ってなに？』

— 学齢期 ～ 進路 ～ そしてその先のこと —



R3.3.7 Hand to Hand 相談って？

相談支援ってなに？

学齢期 ～ 進路 ～ そしてその先のこと

Hand to Hand(親なきあとを考える会)

令和3年3月7日

1	プレゼン資料	1
2	相談支援とは	2
3	相談支援専門員とは	3
4	児童福祉サービス	4
5	通信制高校サポート校	5
6	障害者福祉サービス	6
7	障害者の就労支援対策の状況	7
8	スーパーカムラック構想	8
9	日本理化学工業	9
10	令和3年度報酬改定案	10
11	サンクスシェアファイル	11
12	トライアングルプロジェクト	12

by thanksshare

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。

Hand to Hand R3.3.7
親なきあとを考える会



相談支援事業所サンクスシェア
相談支援専門員 田中 聡



田中 聡プロフィール

- 1984(昭和59)年 福岡教育大学卒業後小学校教諭として勤務（糟屋郡）
- 1996(平成8)年 国立鳴門教育大学大学院学校教育研究科生徒指導コース入学
(現職教員として専門知識を高める研修の機会を得る)
- 1999(平成11)年 福岡県教育センター研修主事として現場教職員の研修事業に携わる
- 2006(平成18)年 社会福祉法人に入職し障害福祉サービス事業に従事
経験業務 特別支援学校放課後支援事業責任者
福岡市委託相談支援コーディネーター（相談支援専門員）
障がい者グループホーム管理者・サービス管理責任者
生活介護（障がい者通所施設）サービス管理責任者
- 2016(平成28)年 合同会社サンクスシェア創立（相談支援事業所サンクスシェア）

【資格】

- ・小中高教諭専修免許
- ・障害福祉サービスサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
- ・相談支援専門員
- ・鳴門教育大学生徒指導学会会員
- ・西日本心理劇学会会員
- ・日本保健教育学会会員
- ・保育士

- ◆ 田中さとり
- ◆ 57歳
- ◆ 4人家族
- ◆ 北九州市生まれ
- ◆ パイナップル好き
- ◆ 納豆きらい
- ◆ 早起き得意
- ◆ 好きなところ
「ストレスほぼなし」
- ◆ 好きなフレーズ
「やれない理由を探さずに、どうしたらやれるかを考える！」
「Life is choosing
人生は選択の連続だ」

① 相談支援のこと

KeyWord : 基本相談支援 計画相談支援

② 進路のこと

KeyWord : 計画相談事業 相談支援専門員

③ 事業所選びのこと

KeyWord : 利用計画 複数 連携 訊く

【相談支援のこと】



KeyWord : 基本相談支援 計画相談支援

相談支援のこと

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

相談支援専門員ってどんな人？

実務経験（※）

+

相談支援従事者初任者研修
(初年度)



相談支援専門員

+

相談支援従事者現任研修
(5年に1度)

※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

〇〇しやすくする人

生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係…

障がい児者やその家族の方々が、
さまざまなサービスを利用しながら、
地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、
あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、

- ・「望んでいることは何か」
- ・「何を支援すればよいか」
- ・「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」

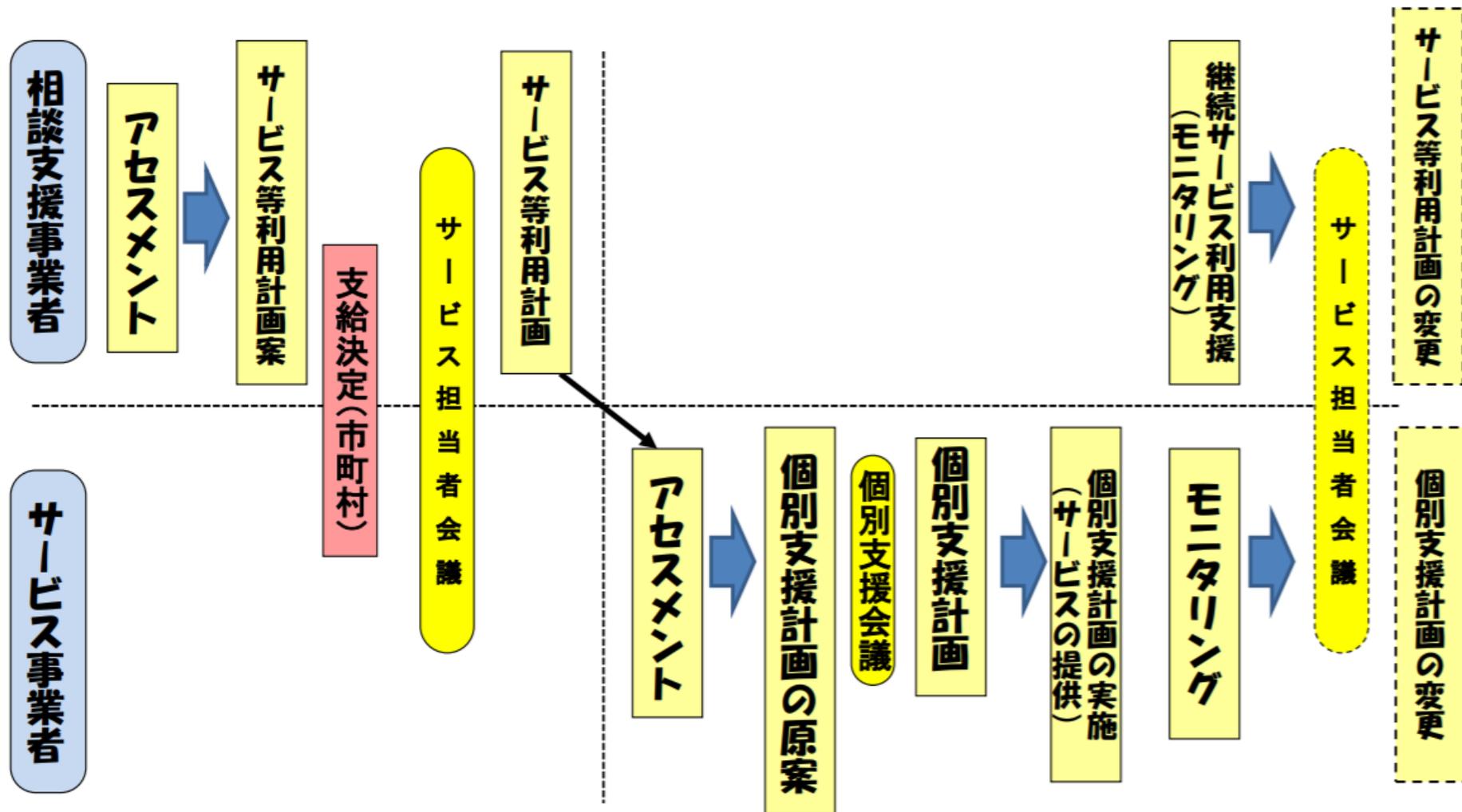
など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政
等とネットワークを構築しながら行う支援です。

相談支援のこと

どうやってつながるの？

- ① 相談支援事業所を探す
- ② 相談員を決める
- ③ 面会日時を決める

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



【① 基本相談支援】

- ・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・ サービス等利用計画の作成
- ・ サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

相談支援のこと

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっって戸惑う

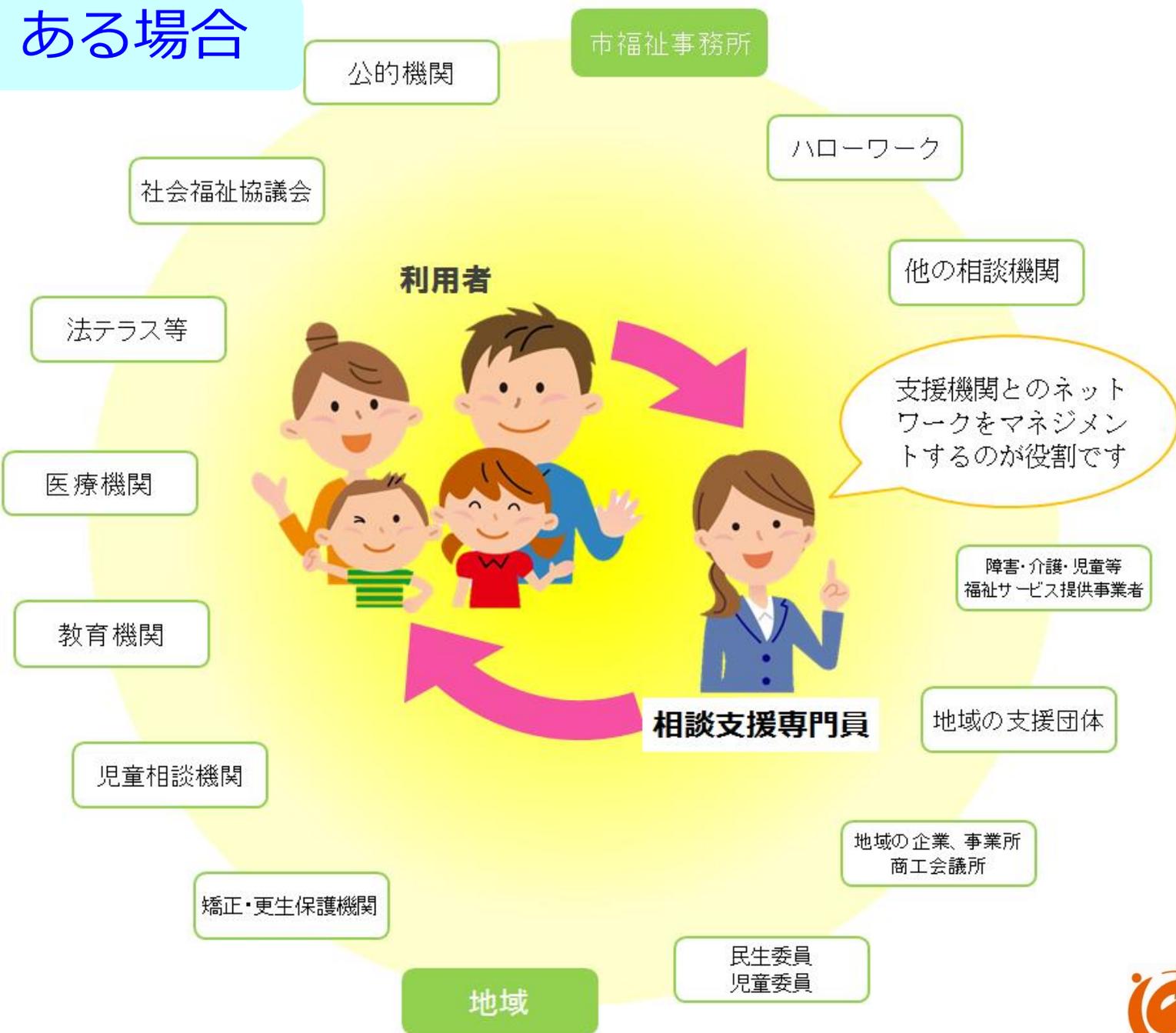
ない場合



相談支援のこと

- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる

ある場合



【進路のこと】



KeyWord : 学校 福祉サービス 就労

学校

特別支援
学校
幼稚部

特別支援学校小学部

特別支援学校中学部

特別支援学校高等部

小・特別支援学級（在籍）

中・特別支援学級（在籍）

通信制高等学校

専門学校

保育園

小・特別支援学級（通級）

中・特別支援学級（通級）

定時性高等学校

幼稚園

小・普通学級

中 普通学級

普通高等学校

大学

0

6

12

15

18

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

一般就労

一般就労（障がい者雇用）

就労継続支援A型

就労継続支援B型

生活介護

福祉サービス

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の点数なし	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になつ傾向あり（入学者増のため）	

学校	解説	留意点
普通高等学校	高等学校卒業資格あり	
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム	費用5万円/月程度
特別支援学校 (高等部)	高等学校卒業資格なし	一般企業就職 4人に一人

西日本新聞

西日本新聞 > ニュース > 九州 > 福岡 > 北九州

通信制高校生がラジオ番組 学生目線で月1回生放送 DJ担当「達成感すごい」 [福岡県]

2018年08月18日 06時00分



和やかな雰囲気の中、放送に臨む生徒やスタッフたち

[写真を見る](#)

通信制高校サポート校「あしたのつばさ高等学院 S N E C 北九州・黒崎」（八幡西区、4月開校）に通う生徒5人が、若松区のコミュニティFM局「エースステーションヒビキ」（88・2メガヘルツ）で、1時間の生放送番組「ハイラジ！」を始めた。番組は、毎月第3月曜の午後5時から放送開始。生徒たちは「自分たちの目線で、楽しい番組を作りたい」と意気込んでいる。

同校には、引きこもりや不登校といった困難を経験しながらも、高校卒業資格を取得し、就職や専門学校を目指す

福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がいを公表せずに就労	障がいがない人との区別なし
一般就労（障がい者雇用）	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度
就労継続支援A型	福祉サービス（会社と契約関係）	最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円
就労継続支援B型	福祉サービス（工賃）	最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり
生活介護	日常的に介護が必要な 日中の居場所（工賃）	数千円 就労困難

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

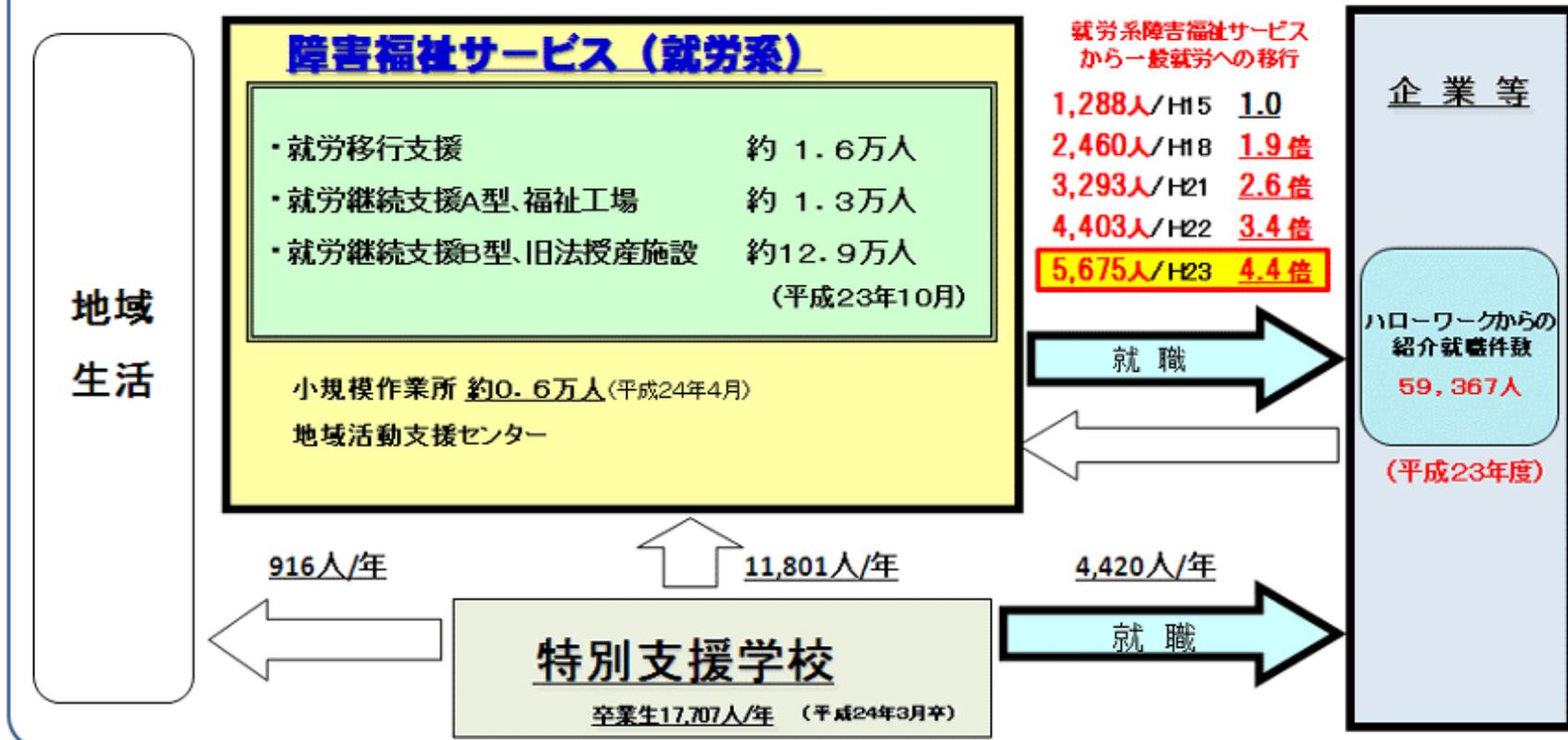
就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約744万人中、18歳～64歳の在宅者の方、約332万人

(内訳: 身124万人、知27万人、精181万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約24.3% 障害福祉サービスが約64.7%
 - ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 3.6%(H23)
- ※就労移行支援からは20.1%(H23)



【出典】 H18(身体)／H17(知的)障害児・者実態調査、H20患者調査、社会福祉施設等調査(H15,H18,H21,H22)、H23学校基本調査(文部科学省)、厚生労働省調べ等

障害者の平均勤続年数の推移

職場定着

障害者の平均勤続年数については、近年、新たに雇い入れられる者が増加していることもあるが、全体として、精神障害の場合には短い傾向が見られる。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成10年	12年0ヶ月	6年10ヶ月	—
平成15年	10年0ヶ月	9年3ヶ月	3年9ヶ月
平成20年	9年2ヶ月	9年2ヶ月	6年4ヶ月
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月

※ 勤続年数:事業所に採用されてから調査時点(各年11月1日)までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

出典:障害者雇用実態調査結果報告書(平成10、15、20、25年度)(厚生労働省障害者雇用対策課)



- ・自力で通う
- ・はいと返事
- ・あいさつ
- ・いじわるをしない

日本理化学工業株式会社

イベント・ギャラリー | アクセス情報 | リンク | English | Français

Google カスタム検索

TEL: 044-811-4121

トップページ | 商品紹介 | 会社案内 | 障がい者雇用 | エコロジー | キットバスオンラインショップ | よくある質問 | お問い合わせ

ダストレスチョーク

書き味よく、より鮮明に！
環境にやさしい、
エコロジーで高品質なチョークです。

ホタテ貝殻再生材配合で
特許を取得しました。

学校の定番品です。

障がい者雇用の
取り組みについて
社員の70%以上が知的障がい者です。
みんなイキキと活躍してくれています。

日本理化学工業 公式 facebook

キットバスポータル
キットバスの情報がいっぱい

キットバスアート
インストラクター制度

学校、塾など教育関係の方々へ
学校の定番品、ホタテ貝殻配合のダストレス
チョークや新発売の粉が出ないキットバス
ビューシリーズをご紹介します。

小さなお子様をお持ちの方へ
お子様の創造力を育む、キットバスなど
の商品をご紹介します。

オフィス・ショップ・レストラン・工事現場関係の方々へ
粉が出ないキットバスはメニューボードや
POP作成に最適です。工事現場のマーキング
にも！

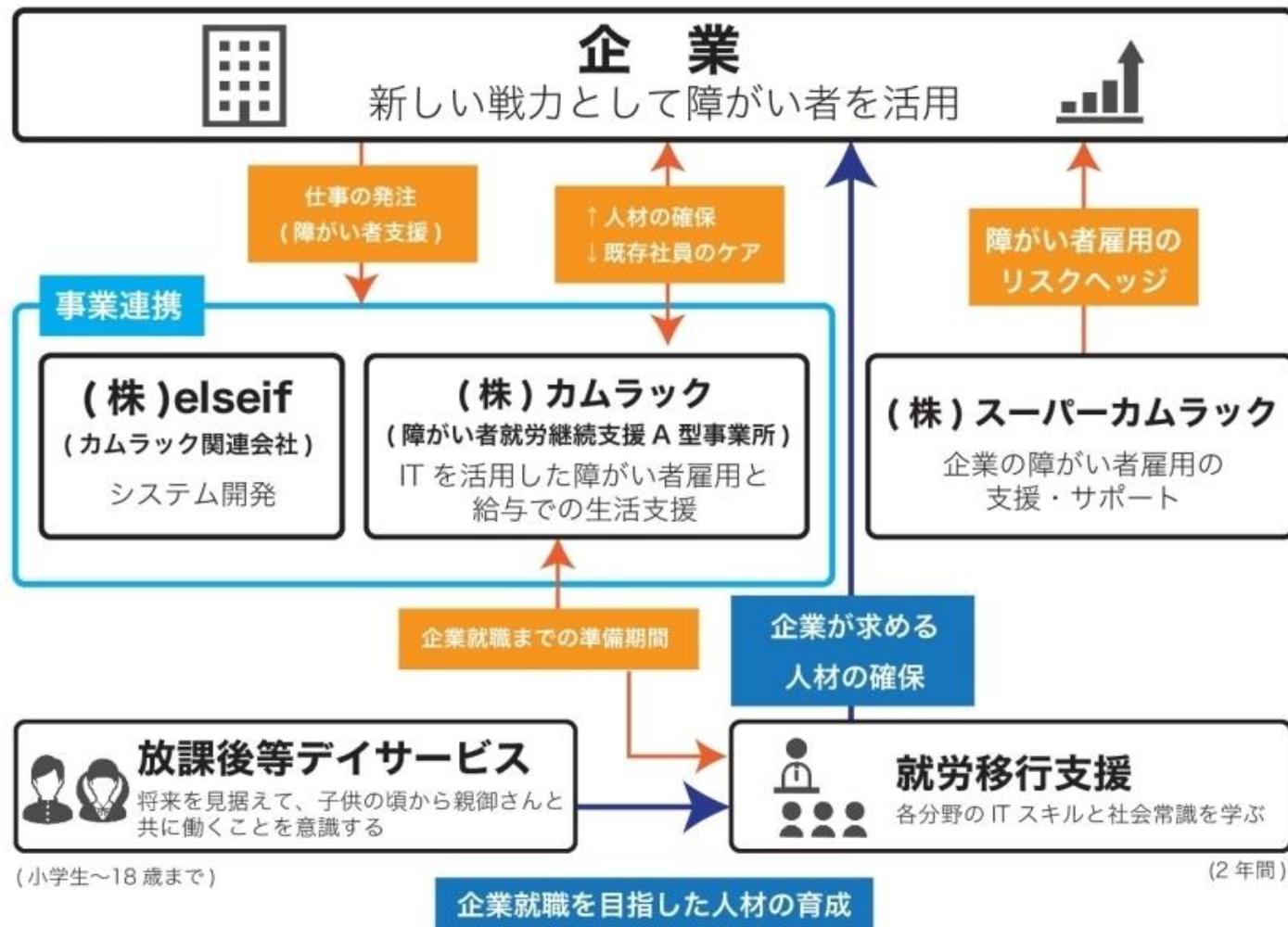
新製品情報

Topics

紙の黒板

社員の7割が知的障がい者の会社





スーパーカムラック構想 (株式会社カムラック)

児童福祉法に基づくサービス

- ▶ [助産施設](#)
- ▶ [乳児院](#)
- ▶ [保育所](#)

- ▶ [障害児相談支援](#)
- ▶ [児童発達支援センター](#)
- ▶ [保育所等訪問支援](#)

- ▶ [児童自立支援施設](#)
- ▶ [児童家庭支援センター](#)

- ▶ [小規模保育事業](#)
- ▶ [家庭的保育事業](#)
- ▶ [居宅訪問型保育事業](#)

- ▶ [母子生活支援施設](#)
- ▶ [児童養護施設](#)
- ▶ [児童心理治療施設](#)

- ▶ [障害児入所施設](#)
- ▶ [放課後等デイサービス](#)

- ▶ [児童館](#)

- ▶ [事業所内保育事業](#)
- ▶ [小規模住居型児童養育事業](#)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づくサービス

- ▶ [認定こども園](#)

サービス一覧

在宅生活を支援するサービス

- ▶ [居宅介護（ホームヘルプ）](#)
- ▶ [重度障害者等包括支援](#)
- ▶ [重度訪問介護](#)
- ▶ [短期入所（ショートステイ）](#)

外出を支援するサービス

- ▶ [行動援護](#)
- ▶ [同行援護](#)

昼間の生活を支援するサービス

- ▶ [療養介護](#)
- ▶ [生活介護](#)

住まいの場としてのサービス

- ▶ [共同生活介護（ケアホーム）※](#)
- ▶ [施設入所支援](#)
- ▶ [共同生活援助（グループホーム）](#)

訓練のためのサービス

- ▶ [自立訓練（機能訓練）](#)
- ▶ [自立訓練（生活訓練）](#)
- ▶ [宿泊型自立訓練](#)
- ▶ [就労移行支援](#)
- ▶ [就労継続支援A型（雇用型）](#)
- ▶ [就労継続支援B型（非雇用型）](#)

相談支援に関するサービス

- ▶ [地域移行支援](#)
- ▶ [地域定着支援](#)
- ▶ [サービス利用支援](#)
- ▶ [継続サービス利用支援](#)

自立支援医療

地域生活支援事業

補装具

9. 手当・年金

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 障害児福祉手当
- (3) 特別障害者手当
- (4) 障害者基礎年金

10. 税金の控除・減免

- (1) 所得税・市県民税の控除
- (2) 自動車税・自動車取得税
軽自動車税の減免

12. 情報に関すること

- (1) NHK受信料の免除
- (2) 携帯電話の割引サービス

11. 交通割引制度

- (1) 鉄道運賃の割引
- (2) バス運賃の割引
- (3) タクシー運賃の割引
- (4) 有料道路通行料金の割引
- (5) 航空旅客運賃の割引

【事業所選びのこと】



KeyWord : 利用計画 複数 連携 訊く

相談支援事業所サンクスシェアの歩み

2016(平成28)年	4月	4日	合同会社サンクスシェア創立
2016(平成28)年	5月	1日	指定特定相談支援事業所（障がい者）
2017(平成29)年	3月	1日	指定特定相談支援事業所（障がい児）
2018(平成30)年	5月	18日	松本相談支援専門員
2019(平成31)年	4月	15日	高倉相談支援専門員
2019(令和 1)年	10月	1日	松本・高倉常勤職員
2019(令和 1)年	11月	1日	特定事業所加算Ⅲ（300単位）指定
2020(令和 2)年	6月	1日	高橋相談支援専門員（常勤）
2020(令和 2)年	10月	1日	一般相談福岡市指定
2020(令和 2)年	11月	1日	特定事業所加算Ⅱ（400単位）指定
2021(令和 3)年	1月	15日	湊理学療法士（非常勤）
2021(令和 3)年	4月	1日	（予定）自立生活援助事業指定

事業所選び のこと

利用計画を みる目をもつ

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画

計画①
〇区障がい者福祉係

利用者（児童）氏名	A児	障がい支援区分		相談支援事業所サクスシェア
保護者氏名	母	本人との続柄	母	計画作成担当者 田中 聡
障がい福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		利用者同意欄（自署又は押印）
地域相談支援受給者証番号		障がい児通所受給者証番号		
計画作成日	令和〇年〇月〇日	モニタリング期間（開始年月）	3ヶ月	
利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）	【本人】 ・不安なく安心して毎日を過ごしたい 【家族】 ・本人のことをまわりの人がよく理解してほしい ・自分の好きなことをして楽しく過ごしたい ・障がい特性を活かしながら、集団の中での人との関係づくりも身に付けてほしい			
総合的な援助の方針	さんは、幼少期、眠りが浅い、母親へ強い抱っこ要求があるなど気になる様子が見られていました。そして、特に手洗いや細かなことの確認など、こだわりが強く表出されるようになったことから専門医療機関を受診し、自閉症スペクトラム、ADHDの診断を受けました。少し強迫的な言動があったり、時折興奮状態が高まったりすることはありますが、放課後等デイサービスにて個室に近い環境を作り、決まった時間でPCを使つての調べものや作業に集中して取り組むことができるようになり、放課後等デイサービスへ目的をもって通うことができるようになりました。他者との交流ではリーダーシップを発揮できるようになり、家庭での生活も落ち着いてきました。これは、周りの理解と、本人が自分自身の特性を理解して行動することができるようになってきたことで、落ち着いて日常を過ごすことができるようになってきたのだと考えます。今後も発達障がいの特性を十分踏まえ、医療機関、教育機関、そして療育機関が連携をとりながら支援を一体的に進めることができるよう支援します。そして、お母様の さんへのかかわり方や、〇〇さんの得意分野であるITスキルを伸ばすためにどうしていったらよいか一緒に考えるお手伝いをしていきます。			
長期目標	発達障がいの特性を自分自身で十分理解しながら、できるところ、得意なところを積極的にのびしていきます。			
短期目標	新たな居場所として、放課後等デイサービスで思いっきり楽しんだり集団活動をしたりして過ごします。			

優先順位	解決すべき課題	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量（頻度・時間）	提供事業者名（担当・電話）	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	〇〇さんの特性を十分理解する支援者による居場所づくりが必要。	〇〇さんの特性を活かしなが、本人が安心して楽しく過ごすことができる居場所づくりをお手伝いします。	1年	放課後等デイサービス 25日間/月	放課後等デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0-9*0*）	まずは、細かなことを気にすることなく、自分のことを理解してくれる支援者が身近にいる中で、思いっきり楽しく過ごしましょう。	3ヶ月	
2	自分自身の特性を十分に理解し、得意なこと、苦手なことが意識できるようになることが必要。	自分の言動について支援者の力を借りながら振り返ったり改善に取り組んだりする機会を提供します。	2年	学校 放課後等デイサービス 地域の社会資源（無料塾など） 家族	放課後等デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0-9*0*）	自分の得意なことやよいところを意識して行動したり、支援者の力を借りながら、時々自分の行動を振り返ったりしましょう。	3ヶ月	
3	〇〇さんへのかかわり方について、専門的な視点から母へ情報提供することが必要。	お子さんへの母親としてのかかわり方や他機関・地域資源との連携の方法について、具体的な情報提供をしていきます。	1年	医療機関 放課後等デイサービス 学校 地域の社会資源 相談支援	相談支援事業所サクスシェア （〇〇：0*0-9*0*-8*8*）	【お母様】 〇〇さんの気になる言動や、母親としてのかかわり方について疑問が生じたときは、すぐに身近な支援者にご相談ください。	3ヶ月	

利用計画	内容
不十分な 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電話連絡しても折り返しが無い<input type="checkbox"/> 利用計画書を配付してくれない<input type="checkbox"/> モニタリングの訪問をしてくれない<input type="checkbox"/> 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない<input type="checkbox"/> 担当者会議が開かれたことが無い<input type="checkbox"/> 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない<input type="checkbox"/> 自分の意見を押し通す
質の高い 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる<input type="checkbox"/> 担当者会議でリーダー性を発揮している<input type="checkbox"/> とにかくじっくり話をきいてくれる<input type="checkbox"/> 納得できるアドバイスをしてくれる<input type="checkbox"/> 相談しやすい<input type="checkbox"/> ことばの端々に勉強していることが伺える<input type="checkbox"/> たくさんの連携先とつながっている<input type="checkbox"/> 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる<input type="checkbox"/> できることとできないことを明確に示してくれる

事業所選びのこと

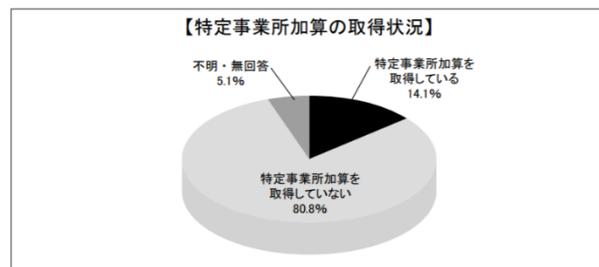
相談支援事業所の質の評価

取得事業所
全体の14%程度

表23 特定事業所加算の取得状況 (事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
特定事業所加算を取得している	10	13	17	9	15	16	11	4	10	105	14.1
特定事業所加算を取得していない	30	72	169	57	43	58	54	29	88	600	80.8
不明・無回答	1	3	10	3	2	1	6	3	9	38	5.1
計	41	88	196	69	60	75	71	36	107	743	100

指定特定相談支援事業所の内、特定事業所加算取得事業所は14.1%と、大多数の事業所は加算の取得に至っていない。【表23】



特定事業所加算の要件 (H30.4月～)

区分	要件
特定事業所加算 (Ⅰ)	①常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置 (うち1名以上が主任相談支援専門員) ※主任相談支援専門員を含む3名は、同一敷地内の指定障害児相談事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所 (以下「他の相談事業所等」という。) の職務との兼務が可能。残り1名は業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。 ②相談支援専門員1人当たりの1月間における取扱件数が40件未満 ③その他の要件
特定事業所加算 (Ⅱ) ※平成33 (2021) 年3月までの 時限措置	①常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置 (うち1名以上が現任研修修了者) ※現任研修修了者を含む3名は、同一敷地内の他の相談事業所等の職務との兼務が可能。残り1名は業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。 ②相談支援専門員1人当たりの1月間における取扱件数が40件未満 ③その他の要件
特定事業所加算 (Ⅲ)	①常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置 (うち1名以上が現任研修修了者) ※現任研修修了者を含む2名を除いた相談支援専門員については業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。 ②相談支援専門員1人当たりの1月間における取扱件数が40件未満 ③その他の要件
特定事業所加算 (Ⅳ) ※平成33 (2021) 年3月までの 時限措置	①常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置 (うち1名以上が現任研修修了者) ※現任研修修了者は、同一敷地内の他の相談支援事業所等の職務との兼務が可能。現任研修修了者以外の者については、相談事業所等への職務を主たる業務とした上で、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。 ②相談支援専門員1人当たりの1月間における取扱件数が40件未満 ③その他の要件 (24時間連絡体制の確保は除く)

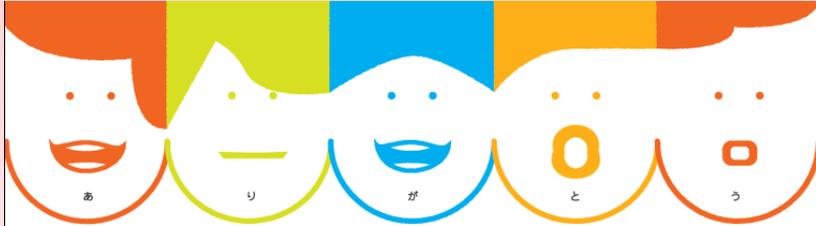
【その他の要件】

- 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的 (概ね週1回以上) に開催
- 24時間連絡可能な体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- 新たに採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施
- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に指定計画相談支援を提供。
- 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

■毎月末までに基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存すること。

事業所選びのこと

業務の見える化



サンクスシェア ファイル

福岡市から手紙が届きました

生活の中で困ったことがあります

福祉に関すること	生活に関すること
<ul style="list-style-type: none">・受給者証に関すること(⑥・⑨参照)・障がい者手帳に関すること・自立支援医療に関すること・介護保険に関すること・その他	<ul style="list-style-type: none">・体調の悩み・金銭面の悩み・家族に関すること・学校に関すること・仕事に関すること・介護に関すること・事業所での悩み・生活への不安・子育てに関すること・療育に関すること・住まいに関すること・等

いつでもお電話ください!
固定電話:092-231-9253

田中携帯:090-8624-8882 松本携帯:080-9102-8883
高倉携帯:080-3907-8884

どのような電話にも心を込めて対応します! 

<https://smappon.jp/yra3m14h> QRコードはこちら→

- 1 表紙
- 2 福祉サービス申請～利用手続き（新規者編）
- 3 福祉サービス申請～利用手続き（契約者編）
- 4 用語解説（アセスメント・サービス等利用計画編）
- 5 用語解説（受給者証・担当者会議編）
- 6 用語解説（モニタリング・障がい支援区分編）
- 7 解説（計画相談編）
- 8 解説（基本相談・計画相談編）
- 9 用語解説（相談支援専門員編）
- 10 解説（特定事業所加算編）
- 11 更新&モニタリングカレンダー

デザイン作成依頼先:

人と企業をつなぐサポート
5 FIVE TAG
company, limited

利用計画	内容
不十分な 利用計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 総合的な支援の方針の中身がスカスカ<input type="checkbox"/> 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない<input type="checkbox"/> ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない<input type="checkbox"/> 1年先を目安にして到達する目標になっていない<input type="checkbox"/> 目標が抽象的すぎる<input type="checkbox"/> 学校との連携について書かれていない<input type="checkbox"/> 家族支援について書かれていない
質の高い 利用計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる<input type="checkbox"/> 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている<input type="checkbox"/> ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている<input type="checkbox"/> 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている<input type="checkbox"/> 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている<input type="checkbox"/> 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている<input type="checkbox"/> 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている<input type="checkbox"/> 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている<input type="checkbox"/> 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

- ① 『連携をつくって何をするか？』が明確にされているか
 - ・ 「本人はどうしたいのか？」 「学校側のメリット感があるか？」
- ② 『意思決定支援』が十分に行われているか？（支援の見立て）
「対話」「行動記録」「観察」「標準検査」「アンケート」など
 - A：本人がもともと持っている「できること」を増やす？
 - B：本人がもともとできないことを「できる」ようにする？
- ③ 個別支援会議でなにが協議されたか？
 - ・ どのような方法で取り組む？
 - ・ だれがその役割を担う？

事業所選び のこと

学校との連携を 進めるには？

スクール ソーシャル ワーカー (SSW) との連携

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

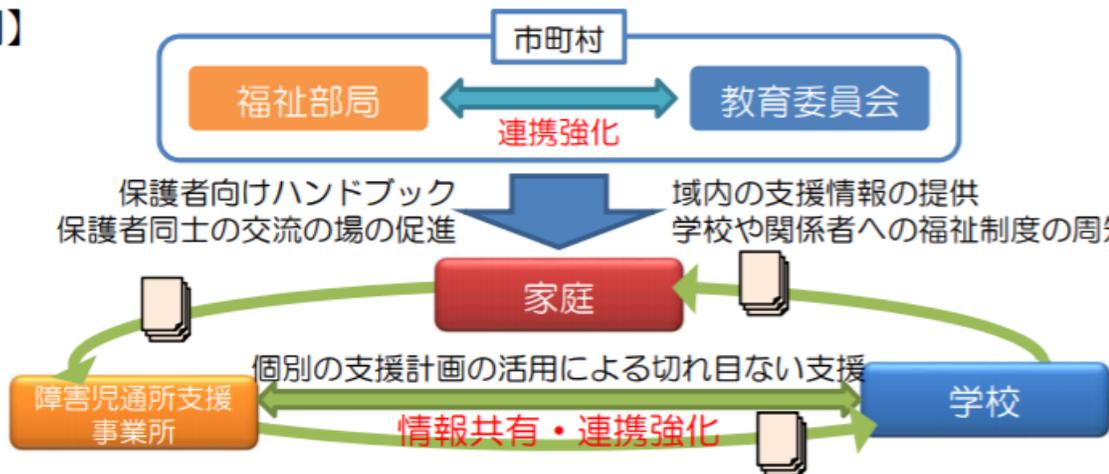
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

- 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- 自分でできることは自分でやる